Ⅳ

環境部門

自然環境を守り活かすまち

1　**地球温暖化対策の推進**
2050年 カーボンニュートラルを
目指して

2　**循環型社会の構築**
経済と環境が好循環する
グリーン社会に向けて

3　**環境保全と**
快適な住環境づくりの推進
みんなでつくる快適な生活環境

4　**特性を活かした景観形成の推進**
ふるさとの景観を守り、育て、伝える

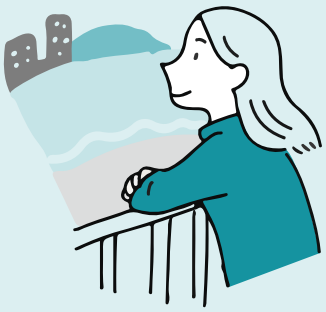

1 地球温暖化対策の推進

2050年 カーボンニュートラルを目指して

現状と課題

- 二酸化炭素の排出や森林の伐採等により、地球温暖化は進行し、海面上昇や異常気象を招く等、今なお全世界的な問題としてその対策が求められています。このため、自然エネルギーの利用や省エネルギー推進のために、人や家庭、まちづくり活動団体・グループ、事業所等における活動が不可欠となっています。
- 公共施設に太陽光発電設備やバイオマス発電設備を整備する等の取組を行ってきましたが、引き続き、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入促進に取り組む必要があります。
- 令和２(2020)年10月に国が行った「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」宣言を踏まえ、国・県と協調した取組が求められています。

総合戦略に係る施策

基本目標１	基本目標２	基本目標３	基本目標４
雇用の創出	子育て環境づくり	定住促進と ふるさと郷育の推進	安心して暮らせる はまだづくり

SDGs 目標

基本方針

- 市民、事業者及び行政が互いに連携・協力して脱炭素化社会を目指す機運を高めます。
- 地域で作られた再生可能エネルギーを地域内で消費する「エネルギーの地産地消」を推進します。
- 公共施設への太陽光発電設備等の設置や省エネルギー設備への転換を進めます。
- 家庭や事業所への再生可能エネルギー設備の導入支援を進めます。

主な個別計画

- ☑ 浜田市環境基本計画
- ☑ 浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

主要施策

1 再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの推進

住宅用太陽光発電設備の設置支援を行うとともに、太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの企業等による導入や行政による施設活用を行い、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入を促進します。

また、再生可能エネルギーや省エネルギーへの理解とその普及に努めるため、地域、事業者及び行政が協働したエネルギー・環境教育の取組に向けて検討を進めます。

主な事業・取組

- ☑ 住宅用太陽光発電設備設置補助
- ☑ 公共施設等における太陽光発電設備及び省エネ設備導入
- ☑ 災害避難所への再生可能エネルギー蓄電池の整備

代表的な目標

目　　標	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）	目標・指標の説明
住宅用太陽光発電設備設置件数の増加	年間 3件	30件	住宅用太陽光発電設備設置補助金の令和４～７年度の通算補助件数
公共施設等における太陽光発電設備の新規設置数の増加	年間 0施設	20施設	公共施設等における太陽光発電設備の令和４～７年度の通算新規設置数

2 エコライフスタイルの推進

国の「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」宣言を踏まえ、公益財団法人しまね自然と環境財団やエコライフ推進隊等と連携して取り組むとともに、市民への啓発を行うなど、浜田の未来を子どもたちへつなげるようエコライフスタイルを推進します。

主な事業・取組

- ☑ グリーンカーテンの普及啓発
- ☑ 次世代へつなぐ環境教育の実施

市民一人一人　企業や団体　地域

環境に配慮した行動についてみんなで考えます。

代表的な目標

目　　標	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）	目標・指標の説明
地域が開催する環境関連イベント・講座の開催回数の増加	年間 9回	60回	エコライフ推進隊の会員や民間等が開催する環境関連イベント・講座の令和４～７年度の通算開催回数

2 循環型社会の構築

経済と環境が好循環するグリーン社会に向けて

現状と課題

- 国においては、平成12(2000)年の循環型社会形成推進基本法を制定以降、処理・処分を中心としたシステムから、ごみの減量と、有効利用を図ることにより環境への負荷が少ない「循環型社会」の構築を目指しています。
- 市民や事業者の意識の醸成を図りながら、ごみの排出抑制や減量化、資源化を積極的に進めており、ごみの総排出量は減少傾向にありますが、一人当たりの一日平均排出量は増加傾向にあり、市民一人一人の持続可能な取組が求められます。
- 不燃ごみの被覆型埋立処分場は、平成23(2011)年度から供用を開始し、資源化できない廃プラスチックを平成30(2018)年度から燃やせるごみに分別区分を変更しました。これにより、約30年で満杯になると推計していた被覆型埋立処分場は約36年間延命され、約66年間利用できる見込みです。
- 不法投棄が後を絶たない状況にあり、環境パトロールの強化や意識啓発が必要です。

ごみの総排出量と一人当たり一日平均排出量の推移

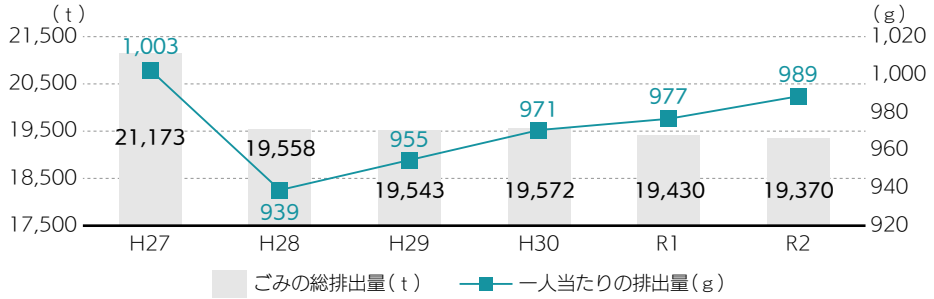

総合戦略に係る施策

基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4
雇用の創出	子育て環境づくり	定住促進と ふるさと郷育の推進	**安心して暮らせる はまだづくり**

SDGs目標

基本方針

■　地域で循環型社会を構築するため、ごみの減量化や資源化に関する意識啓発に努め、資源を有効活用する地域循環システムの形成を目指します。

主な個別計画

☑第３次浜田市一般廃棄物処理基本計画

主要施策

1　４つの「R」によるごみの減量化の推進

ごみを減らす４Ｒに取り組み、環境にやさしい無駄のない暮らしを目指すため、市民の自主的な取組が広がるように各種啓発活動や情報提供を行います。

４Ｒの取組

Refuse（リフューズ）：ごみになるものは断る	Reuse（リユース）：繰り返し使用する
買い物にはマイバッグをもって、過剰包装を断ります。	（何度でも洗って使える）リターナブル容器に入ったものを選びます。
Reduce（リデュース）：ごみを減らす	Recycle（リサイクル）：再生して利用する
シャンプー等は、詰め替え用で補充します。	廃食用油の拠点回収、分別ルールを守ってごみを出します。

主な事業・取組

☑雑がみの古紙としての回収　☑生ごみの水切り推進　☑リユース食器の普及活動

代表的な目標

目　　標	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）	目標・指標の説明
総ごみ排出量の減少	19,370 t	17,455 t	年間の総ごみ排出量
ごみのリサイクル率の増加	20.27%	21.4%	（直接資源化量＋中間処理後資源化量）÷総ごみ排出量

2　廃棄物の適正な処理の推進

ごみの飛散がない環境配慮型の被覆型埋立処分場を有効に利用し、環境への負荷の少ない適正なごみ処理を行います。さらに、ごみ焼却の過程で出るスラグの再利用に努めるとともに、廃プラスチックの焼却による埋立処分場の更なる延命化を図ります。

また、後を絶たない不法投棄を防止するため、環境パトロールの強化や意識啓発に努めます。

主な事業・取組

☑ごみ処理対策事業　☑不法投棄ごみ防止環境パトロール

棚田風景

3

環境保全と快適な住環境づくりの推進

みんなでつくる快適な生活環境

現状と課題

- 先人によって守られてきた豊かな自然環境を後世に引き継ぎ、また快適な住環境を確保するためには、市民一人一人が環境保全・美化に対する意識を高め、行政、市民、事業者、まちづくり活動団体等が協働した取組が求められています。
- 浜田浄苑や火葬場等の生活関連施設は、より一層の効率的な運営や老朽化対策、新たな整備計画等の対策を講ずる必要があります。
- 少子高齢化や核家族化の進展に伴い、犬猫等のペットを飼養する家庭が増加する一方で、鳴き声や糞尿放置、放し飼い等によるトラブルの事例も多数発生しています。平成29(2017)年度以降、「猫の繁殖制限手術補助金」制度を創設し、飼い主のいない猫(野良猫)の数の減少及び環境改善による苦情の減少に取り組んできましたが、依然として苦情は多く寄せられており、継続した取組が求められています。

総合戦略に係る施策

基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4
雇用の創出	子育て環境づくり	定住促進と ふるさと郷育の推進	安心して暮らせる はまだづくり

SDGs 目標

基本方針

- 海、山、川の豊かな資源に恵まれた本市の自然環境を後世に引き継ぐため、市民、事業者及び行政が一体となって、水環境の保全、緑の保全、生物多様性の保全等を目的とした環境保全活動や啓発・教育活動に取り組みます。
- 身近な住環境の快適性を確保するため、生活関連施設の整備や長寿命化を進めるとともに、市民等の自発的な環境美化活動や動物愛護施策を推進します。

主な個別計画

☑浜田市環境基本計画

主要施策

1 環境保全活動の推進

本市の豊かな自然環境を守り引き継ぐため、環境保全活動を行う市民団体との連携強化を図るとともに、学校やまちづくりセンター等での出前講座を開催する等、周知・啓発に努めます。

主な事業・取組

- ☑ 環境保全市民団体との連携強化
- ☑ 環境出前講座の開催

代表的な目標

目　　標	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）	目標・指標の説明
環境出前講座の開催回数の増加	年間 21回	70回	出前講座の令和４～７年度の通算開催回数

2 生活関連施設整備の推進

平成９（1997）年２月に供用開始した浜田浄苑は、平成28（2016）年度に実施した長寿命化工事後15年（令和13（2031）年度）程度まで、現施設でし尿処理を行う予定です。

また、市内４か所の火葬場については、老朽化に伴う新たな整備計画を検討します。

主な事業・取組

- ☑ 火葬場大規模改修事業

3 市民による美化活動の推進

快適な住環境を確保するため、地域のサークルや団体によるボランティア活動を支援し、市民による美化活動の推進に取り組みます。

国道沿いアダプト活動

主な事業・取組

- ☑ 環境アダプトプログラム推進事業

代表的な目標

目　　標	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）	目標・指標の説明
環境アダプトプログラム登録団体数の増加	35団体	40団体	環境アダプトプログラムへの登録団体数

4 動物愛護の推進

動物の愛護や遺棄防止、無責任な餌やりの制限等についての意識啓発に努めます。

また、飼い主のいない猫を減らすため、平成29（2017）年度に猫の繁殖制限手術補助金を創設し、令和３（2021）年度からは自治会・町内会でも取り組めるように拡充しました。

さらに、犬の飼育者等に対する狂犬病予防注射や飼い方教室等の実施に引き続き取り組みます。

主な事業・取組

- ☑ 狂犬病予防対策事業
- ☑ 犬の飼い方教室の実施
- ☑ 猫の繁殖制限手術補助金

代表的な目標

目　　標	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）	目標・指標の説明
猫の繁殖制限手術匹数の増加	800匹	1,800匹	猫の繁殖制限手術補助金を活用した平成29年度以降の通算匹数

愛護動物（猫）

4 特性を活かした景観形成の推進

ふるさとの景観を守り、育て、伝える

現状と課題

- 市には、海と砂浜が織り成す美しい海岸線、緑豊かな山河等の自然、地域で大切にされてきた建造物や史跡等の歴史文化風景等、多くの景観資源があります。
- 景観資源を守り、育て、活用し、次の世代に伝えていくため、市民、事業者、まちづくり活動団体、行政等が共通の認識に立ち、連携と協働による景観づくりを推進する必要があります。
- 平成29(2017)年策定の浜田市景観計画に基づき、景観形成上で影響が大きい大規模な建築物の新築や増改築、開発行為等の届出を義務化し、事業者の協力を得ながら、良好な景観保全に努めています。

総合戦略に係る施策

基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4
雇用の創出	子育て環境づくり	**定住促進とふるさと郷育の推進**	安心して暮らせるはまだづくり

SDGs目標

基本方針

- 本市の良好な景観が、市民や出身者にとって郷土への誇りと愛着の醸成につながるよう、景観まちづくりを推進します。
- 市民の心に安らぎと潤いを与える緑豊かな自然景観の保全を推進するため、地域ごとの特性を活かした自然との共生方法を市民と模索し、自然景観や動植物等の自然に親しむことができる環境づくりを行います。

主な個別計画

☑浜田市景観計画　☑浜田市緑の基本計画

用語解説	**景観まちづくり**　市民、事業者、市民団体・ＮＰＯ法人、行政等の協働による地域にふさわしい良好な景観づくりを「まちづくり」として取り組んでいくこと。

主要施策

1 良好な景観形成の推進

本市を代表する優れた景観や眺望を有し、その保全の必要性が高い地区等については、浜田市景観計画に基づく景観重点地区として、良好な景観を保全するよう誘導を行います。

また、景観の阻害要因となる大規模な行為（工作物や開発行為など）や屋外広告物については、良好な景観まちづくりに向けた誘導や指導を行います。

主な事業・取組

- ☑ 景観重点地区等の選定
- ☑ 大規模な行為や屋外広告物の指導

2 景観資源の保全

国指定の天然記念物「石見畳ヶ浦」をはじめ、「快水浴場百選」、「日本の白砂青松百選」、「日本の棚田百選」に選定された海岸、棚田等は豊かな自然の景観として、日本遺産「北前船寄港地」外ノ浦地区、「浜田城跡」、「幻の広浜鉄道今福線」等は歴史・文化の景観として、市民等との協働により景観資源の保全に取り組みます。

主な事業・取組

- ☑ 地域資源保全活動助成事業・棚田保全事業
- ☑ 地元団体等による景観保全活動
- ☑ 景観づくり事業（景観形成補助金）

幻の広浜鉄道今福線

石見畳ヶ浦

室谷の棚田